

平成17年度北海道一般会計補正予算（第8号）

平成17年度北海道一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37,496,224千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,925,706,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道 税		520,235,828	△ 7,509,000	512,726,828
	1 道 民 税	109,394,413	△ 502,000	108,892,413
	2 事 業 税	115,174,480	△ 4,792,000	110,382,480
	3 地 方 消 費 税	74,678,609	△ 356,000	74,322,609
	4 不 動 産 取 得 税	18,544,989	219,000	18,763,989
	5 道 た ば こ 税	14,430,594	160,000	14,590,594
	9 自 動 車 取 得 税	18,072,790	△ 844,000	17,228,790
	10 軽 油 引 取 税	76,957,142	△ 1,394,000	75,563,142
2 地方消費税清算金		114,937,567	△ 3,242,493	111,695,074
	1 地方消費税清算金	114,937,567	△ 3,242,493	111,695,074
3 地方譲与税		46,610,000	232,429	46,842,429
	1 所得譲与税	29,900,000	78,429	29,978,429

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 地方道路譲与税	15,390,000	206,000	15,596,000
	3 石油ガス譲与税	1,090,000	△ 26,000	1,064,000
	4 航空機燃料譲与税	230,000	△ 26,000	204,000
4 地方特例交付金		35,000,000	△ 222,316	34,777,684
	1 地方特例交付金	35,000,000	△ 222,316	34,777,684
5 地方交付税		698,569,456	11,156,893	709,726,349
	1 地方交付税	698,569,456	11,156,893	709,726,349
6 交通安全対策特別交付金		1,930,000	106,000	2,036,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,930,000	106,000	2,036,000
7 分担金及び負担金		45,559,001	△ 1,573,032	43,985,969
	1 分 担 金	3,371,177	△ 36,489	3,334,688
	2 負 担 金	42,187,824	△ 1,536,543	40,651,281
8 使用料及び手数料		34,115,622	△ 187,643	33,927,979
	1 使 用 料	22,666,135	△ 75,073	22,591,062

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 手数料	770,433	△ 25,531	744,902
	3 証紙収入	10,679,054	△ 87,039	10,592,015
9 国庫支出金		435,511,950	△ 8,006,467	427,505,483
	1 国庫負担金	138,146,665	△ 635,049	137,511,616
	2 国庫補助金	287,100,377	△ 5,579,867	281,520,510
	3 委託金	10,264,908	△ 1,791,551	8,473,357
10 財産収入		7,522,890	384,381	7,907,271
	1 財産運用収入	4,645,922	65,382	4,711,304
	2 財産売却収入	2,876,968	318,999	3,195,967
12 繰入金		99,277,401	△ 9,633,160	89,644,241
	1 特別会計繰入金	3,242,998	△ 70,498	3,172,500
	2 基金繰入金	96,034,403	△ 9,562,662	86,471,741
13 繰越金		8,000,000	△ 5,725,650	2,274,350
	1 繰越金	8,000,000	△ 5,725,650	2,274,350

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸 収 入		281,911,613	△ 20,709,033	261,202,580
	1 延滞金、加算金 及び過料	1,539,013	△ 96,204	1,442,809
	2 預 金 利 子	33,114	13,643	46,757
	3 貸 付 金 収 入	259,554,637	△ 20,051,104	239,503,533
	4 受 託 事 業 収 入	4,292,249	△ 514,616	3,777,633
	5 収 益 事 業 収 入	9,148,000	△ 100,342	9,047,658
	6 雑 入	7,344,600	39,590	7,384,190
15 道 債		633,896,333	7,432,867	641,329,200
	1 道 債	633,896,333	7,432,867	641,329,200
歳 入 合 計		2,963,202,995	△ 37,496,224	2,925,706,771

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,732,374	△ 77,020	3,655,354
	1 議 会 費	3,732,374	△ 77,020	3,655,354
2 総 務 費		248,994,146	△ 3,268,792	245,725,354
	1 総 務 管 理 費	99,713,886	363,599	100,077,485
	2 徴 税 費	98,184,199	△ 1,510,243	96,673,956
	3 学 事 宗 務 費	39,092,407	△ 971,841	38,120,566
	4 防 災 費	1,009,123	△ 53,079	956,044
	5 原子力安全対策費	1,080,525	△ 303,191	777,334
	6 危 機 管 理 費	21,013	△ 3,129	17,884
	7 領 土 復 帰 対 策 費	867,774	△ 11,418	856,356
	8 会 計 管 理 費	1,011,678	△ 28,703	982,975
	9 札 幌 医 科 大 学 費	2,665,147	△ 105,752	2,559,395
10 選 挙 費	4,360,313	△ 635,715	3,724,598	

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 人事委員会費	291,906	△ 2,138	289,768
	12 監査委員費	696,175	△ 7,182	688,993
3 知事政策費		2,105,101	△ 41,916	2,063,185
	1 知事政策管理費	1,536,139	△ 11,469	1,524,670
	2 政策企画費	60,227	△ 5,942	54,285
	3 国際交流費	508,735	△ 24,505	484,230
4 企画振興費		49,255,490	△ 3,705,469	45,550,021
	1 企画振興管理費	5,331,558	△ 376,890	4,954,668
	2 計画費	25,710,049	△ 1,178,683	24,531,366
	3 地域振興費	10,190,062	△ 1,585,316	8,604,746
	4 地域主権推進費	15,239	△ 3,598	11,641
	5 交通企画費	5,340,161	△ 430,328	4,909,833
	6 IT推進費	2,668,421	△ 130,654	2,537,767
5 環境生活費		9,783,744	△ 120,175	9,663,569

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 環境生活管理費	4,549,548	△ 155,087	4,394,461
	2 環境政策費	336,457	△ 14,519	321,938
	3 環境保全費	1,595,599	△ 57,457	1,538,142
	4 循環型社会推進費	272,149	△ 15,842	256,307
	5 自然環境費	652,635	△ 25,252	627,383
	6 文化振興費	853,478	△ 742	852,736
	7 生活振興費	906,870	128,747	1,035,617
	8 青少年対策費	233,463	△ 695	232,768
	9 女性対策費	211,071	9,684	220,755
	10 交通安全対策費	172,474	10,988	183,462
6 保健福祉費		272,398,909	1,624,033	274,022,942
	1 保健福祉管理費	33,490,310	134,763	33,625,073
	2 子ども未来づくり推進費	23,293,479	△ 992,894	22,300,585
	3 国民健康保険費	80,993,914	3,314,460	84,308,374



款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 医 療 政 策 費	7,368,150	△ 871,575	6,496,575
	5 疾 病 対 策 費	17,740,361	706,687	18,447,048
	6 地 域 保 健 費	2,137,779	△ 24,208	2,113,571
	7 食 品 衛 生 費	1,399,302	△ 107,289	1,292,013
	8 医 務 薬 務 費	430,577	△ 10,612	419,965
	9 地 域 福 祉 費	16,716,842	△ 668,400	16,048,442
	10 高 齢 者 保 健 福 祉 費	6,166,728	△ 900,291	5,266,437
	11 介 護 保 険 費	35,794,708	458,177	36,252,885
	12 障 害 者 保 健 福 祉 費	11,644,598	1,545,017	13,189,615
	13 保 護 費	35,210,452	△ 962,440	34,248,012
	14 災 害 救 助 費	11,709	2,638	14,347
7 経 済 費		201,512,118	△ 20,642,515	180,869,603
	1 経 済 管 理 費	7,186,655	△ 33,517	7,153,138
	2 経 済 政 策 費	27,684	△ 869	26,815

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 新産業振興費	158,498	△ 9,009	149,489
	4 資源エネルギー費	2,945,079	△ 78,851	2,866,228
	5 産業立地費	19,435,525	△ 1,037,222	18,398,303
	6 商工振興費	9,883,208	△ 422,522	9,460,686
	7 産業支援費	265,294	△ 9,424	255,870
	8 商業経済交流費	2,146,563	△ 33,501	2,113,062
	9 金融費	155,071,384	△ 18,881,669	136,189,715
	10 雇用対策費	591,606	△ 24,957	566,649
	11 労政福祉費	100,480	△ 6,276	94,204
	12 人材育成費	2,275,279	△ 70,622	2,204,657
	13 観光費	581,513	△ 9,564	571,949
	14 工鉱業試験調査費	295,998	△ 17,709	278,289
	15 労働委員会費	547,352	△ 6,803	540,549
8 農政費		227,452,817	△ 6,168,177	221,284,640

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農政管理費	16,977,840	270,775	17,248,615
	2 農地調整費	3,760,359	△ 460,526	3,299,833
	3 農業経済費	10,473,842	△ 258,203	10,215,639
	4 土地改良指導費	77,085,603	△ 1,225,153	75,860,450
	5 農業改良普及費	1,341,369	△ 117,183	1,224,186
	6 構造改善費	12,679,937	△ 172,269	12,507,668
	7 農村計画費	387,443	△ 5,449	381,994
	8 農業農村整備事業費	93,862,440	△ 1,981,390	91,881,050
	9 道産食品安全費	1,192,120	△ 557,650	634,470
	10 農産園芸費	4,203,714	△ 871,101	3,332,613
	11 酪農畜産費	3,908,548	△ 706,454	3,202,094
	12 農業企画費	65,401	△ 6,491	58,910
	13 農業試験費	1,514,201	△ 77,083	1,437,118
9 水産林務費		108,490,833	△ 1,050,240	107,440,593

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 水産林務管理費	13,340,132	△ 118,237	13,221,895
	2 森林環境費	2,855,949	△ 67,654	2,788,295
	3 企画調整費	346,828	48,936	395,764
	4 水産経営費	4,716,722	△ 144,118	4,572,604
	5 水産振興費	1,880,658	26,092	1,906,750
	6 漁港漁村費	41,784,245	△ 291,504	41,492,741
	7 漁業管理費	1,113,343	△ 48,087	1,065,256
	8 漁業指導費	998,456	△ 66,158	932,298
	9 木材振興費	555,303	△ 31,713	523,590
	10 森林計画費	5,002,257	△ 30,698	4,971,559
	11 林業振興費	7,530,299	△ 61,604	7,468,695
	12 森林整備費	7,646,441	△ 6,654	7,639,787
	13 治山費	16,386,630	△ 71,931	16,314,699
	14 水産林業試験研究費	4,333,570	△ 186,910	4,146,660

款	項	補正前の額	補正額	計
10 建設費		407,340,095	△ 514,423	406,825,672
	1 建設管理費	68,571,271	△ 594,920	67,976,351
	2 道路橋りょう費	181,465,366	105,133	181,570,499
	3 河川費	74,356,328	△ 221,413	74,134,915
	4 空港港湾費	6,567,183	△ 231,909	6,335,274
	5 砂防海岸費	25,852,926	1,823,676	27,676,602
	6 建築指導費	2,663,882	△ 557,717	2,106,165
	7 住宅費	11,755,455	△ 417,893	11,337,562
	8 都市環境費	29,731,125	△ 372,202	29,358,923
	9 公園下水道費	6,181,499	△ 29,384	6,152,115
	10 まちづくり推進費	97,383	△ 4,360	93,023
	11 営繕費	97,677	△ 13,434	84,243
11 警察費		145,200,377	△ 991,256	144,209,121
	1 警察管理費	135,061,969	△ 745,428	134,316,541

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 警察活動費	3,709,636	△ 224,004	3,485,632
	3 交通安全施設費	6,428,772	△ 21,824	6,406,948
12 教育費		527,983,816	△ 1,599,365	526,384,451
	1 教育総務費	21,538,035	△ 541,178	20,996,857
	2 小学校費	203,958,669	884,241	204,842,910
	3 中学校費	120,741,665	△ 281,210	120,460,455
	4 高等学校費	130,049,673	△ 1,149,951	128,899,722
	5 特殊学校費	45,555,916	△ 432,309	45,123,607
	6 学校教育費	1,101,614	△ 50,539	1,051,075
	7 社会教育費	2,716,842	△ 33,518	2,683,324
	8 保健体育費	2,321,402	5,099	2,326,501
13 災害復旧費		9,390,125	△ 3,397,180	5,992,945
	1 農地開発施設 災害復旧費	464,460	△ 5,363	459,097
	2 水産林業施設 災害復旧費	3,836,962	△ 1,436,334	2,400,628

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 土木施設災害復旧費	5,088,703	△ 1,955,483	3,133,220
14 公債費		662,092,796	4,540,973	666,633,769
	1 公債費	662,092,796	4,540,973	666,633,769
15 諸支出金		87,270,254	△ 1,984,702	85,285,552
	1 繰出金	8,002,194	△ 482,453	7,519,741
	2 諸費	79,268,060	△ 1,502,249	77,765,811
16 予備費		200,000	△ 100,000	100,000
	1 予備費	200,000	△ 100,000	100,000
歳出合計		2,963,202,995	△ 37,496,224	2,925,706,771

第 2 表

## 線 越 明 許 費 補 正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
4 企画振興費	2 計 画 費	道州制北海道 モデル事業推進費	2,337,910	道州制北海道 モデル事業推進費	3,898,910
	5 交通企画費	—	—	北海道新幹線鉄道 整備事業費負担金	383,468
5 環境生活費	3 環境保全費	—	—	大気汚染対策費	724,244
6 保健福祉費	1 保健福祉 管理費	社会福祉施設 整備事業費	586,530	社会福祉施設 整備事業費	791,374
	2 子ども 未来づくり 推進費	—	—	児童福祉施設等 管理費	69,412
8 農 政 費	1 農政管理費	公共事業事務費	1,650	公共事業事務費	272,400
		—	—	耕地災害復旧事業 事務費	1,116
	8 農業農村 整備事業費	—	—	道営土地改良 事業費	5,277,940
		—	—	道営農用地造成 事業費	1,751,808
		道営農地防災 事業費	21,174	道営農地防災 事業費	669,304
		—	—	道営農村総合整備 事業費	328,527
		道営農道 整備事業費	335,000	道営農道 整備事業費	470,980
9 水産林務費	1 水産林務 管理費	—	—	補助事業事務費	18,604



款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	6 漁港漁村費	—	—	水産物供給基盤整備事業費	1,761,220
		—	—	漁港海岸保全事業費	106,498
10 建設費	1 建設管理費	—	—	公共事業事務費	11,470
		補助事業事務費	4,400	補助事業事務費	52,769
	2 道路橋りょう費	道路公共事業費	4,003,140	道路公共事業費	5,470,740
		道路特別対策事業費	88,700	道路特別対策事業費	437,700
		緊急地方道路整備事業費	119,520	緊急地方道路整備事業費	425,520
	3 河川費	河川公共事業費	1,797,800	河川公共事業費	4,366,400
	4 空港港湾費	—	—	空港公共事業費	11,120
		—	—	空港整備費補助金	3,800
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	87,800	砂防公共事業費	188,200
		—	—	災害関連事業費	3,217,563
		—	—	災害関連受託工事費	2,888
—		—	海岸公共事業費	49,700	

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	8 都市環境費	—	—	街路公共事業費	4,003,610
		—	—	街路特別対策事業費	38,000
		—	—	緊急地方道路整備事業費	57,000
	9 公園下水道費	—	—	下水道公共事業費	168,000
13 災害復旧費	1 農地開発施設災害復旧費	—	—	耕地災害復旧事業費	151,763
	2 水産林業施設災害復旧費	—	—	漁港災害復旧事業費	272,181
		—	—	林道災害復旧事業費	167,812
		—	—	森林災害復旧造林事業費	143,279
		—	—	治山施設災害復旧事業費	560,381
	3 土木施設災害復旧費	土木災害復旧事業費	1,054,600	土木災害復旧事業費	2,462,277

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成17年度家畜排せつ物利活用施設整備特別支援対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成29年度まで	1,043,149	平成17年度から平成29年度まで	1,053,356
昭和50年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成17年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 29,425千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額	平成18年度から平成22年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 29,442千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額
昭和55年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成17年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 12,546千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額	平成18年度から平成22年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 12,550千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額
昭和60年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成17年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 18,590千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担	平成18年度から平成22年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 18,598千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成2年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成17年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,451千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成18年度から平成22年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,458千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成7年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成13年度から平成17年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,062千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成18年度から平成22年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,068千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額

第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整 備 費	115,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	151,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
新産業都市等 建 設 事 業 費	—	—	—	—	719,000	同 上	10% 以内	同 上
道州制北海道 モ デ ル 事 業 推 進 費	9,546,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	9,528,000	同 上	10% 以内	同 上
地域総合整備 資 金 貸 付 事 業 費	800,000	同 上	10% 以内	同 上	750,000	同 上	10% 以内	同 上
北海道新幹線 鉄 道 整 備 事 業 費	900,000	同 上	10% 以内	同 上	770,000	同 上	10% 以内	同 上
地 域 政 策 総 合 推 進 事 業 費	—	—	—	—	3,031,000	同 上	10% 以内	同 上
大 気 環 境 対 策 費	—	—	—	—	648,000	同 上	10% 以内	同 上
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	603,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	779,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
		体との共同発行を含む。)						
保健所整備費	497,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	819,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	66,000	同 上	10%以内	同 上	65,000	同 上	10%以内	同 上
産業立地推進費	1,695,000	同 上	10%以内	同 上	983,000	同 上	10%以内	同 上
農地調整対策費	91,333	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め25年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	0	—	—	—
直轄土地改良事業費	29,052,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	30,243,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良事業費	16,324,000	同 上	10%以内	同 上	15,819,000	同 上	10%以内	同 上
農用地造成事業費	1,024,000	同 上	10%以内	同 上	1,009,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災事業費	2,497,000	同 上	10%以内	同 上	2,440,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農村総合整備事業費	1,315,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,295,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農道等整備事業費	1,480,000	同 上	10%以内	同 上	1,405,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	1,816,000	同 上	10%以内	同 上	1,909,000	同 上	10%以内	同 上
家畜保健衛生所施設整備費	14,000	同 上	10%以内	同 上	9,000	同 上	10%以内	同 上
農業試験場施設整備費	136,000	同 上	10%以内	同 上	161,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	11,799,000	同 上	10%以内	同 上	11,601,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,052,000	同 上	10%以内	同 上	4,030,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	1,380,000	同 上	10%以内	同 上	1,354,000	同 上	10%以内	同 上
林道事業費	1,445,000	同 上	10%以内	同 上	1,352,000	同 上	10%以内	同 上
林道整備特別対策事業費	146,000	同 上	10%以内	同 上	145,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	8,170,000	同 上	10%以内	同 上	8,024,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,619,000	同 上	10%以内	同 上	1,606,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水産試験場 施設整備費	1,931,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,669,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
森林整備費	1,029,000	同 上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,020,000	同 上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路 事業費	57,153,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	60,398,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路維持 管理費	6,004,000	同 上	10%以内	同 上	5,958,000	同 上	10%以内	同 上
道路新設 改良費	18,058,000	同 上	10%以内	同 上	17,936,000	同 上	10%以内	同 上
積雪寒冷 対策費	5,471,000	同 上	10%以内	同 上	5,454,000	同 上	10%以内	同 上
市町村道 整備費	1,826,000	同 上	10%以内	同 上	1,791,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備 特別対策 事業費	27,615,000	同 上	10%以内	同 上	29,337,000	同 上	10%以内	同 上
みどりの道・ 川づくり特別 対策事業費	91,000	同 上	10%以内	同 上	90,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川 事業費	23,011,000	同 上	10%以内	同 上	21,906,000	同 上	10%以内	同 上



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川改良費	15,423,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	15,309,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時河川整備特別対策事業費	4,519,000	同 上	10%以内	同 上	4,687,000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	2,424,000	同 上	10%以内	同 上	2,065,000	同 上	10%以内	同 上
直轄空港整備費	230,000	同 上	10%以内	同 上	153,000	同 上	10%以内	同 上
空港整備費	228,000	同 上	10%以内	同 上	219,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,413,000	同 上	10%以内	同 上	1,424,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	7,370,000	同 上	10%以内	同 上	7,245,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,360,000	同 上	10%以内	同 上	1,358,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	838,000	同 上	10%以内	同 上	1,546,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全事業費	1,765,000	同 上	10%以内	同 上	1,579,000	同 上	10%以内	同 上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	1,386,000	同 上	10%以内	同 上	1,384,000	同 上	10%以内	同 上
公営住宅建設費	5,097,000	同 上	10%以内	同 上	4,796,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街路事業費	10,776,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	10,734,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時街路整備特別対策事業費	2,806,000	同 上	10%以内	同 上	3,022,000	同 上	10%以内	同 上
都市公園費	1,871,000	同 上	10%以内	同 上	1,850,000	同 上	10%以内	同 上
下水道費	306,000	同 上	10%以内	同 上	265,000	同 上	10%以内	同 上
土地区画整理事業推進費	—	—	—	—	16,000	同 上	10%以内	同 上
警察施設整備費	414,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	504,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設整備費	1,005,000	同 上	10%以内	同 上	1,425,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校施設整備費	7,529,000	同 上	10%以内	同 上	7,632,000	同 上	10%以内	同 上
特殊学校施設整備費	1,139,000	同 上	10%以内	同 上	1,425,000	同 上	10%以内	同 上
情報処理教育設備整備費	150,000	同 上	10%以内	同 上	116,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
耕 地 災 害 復 旧 費	57,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	56,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
水 産 災 害 復 旧 費	6,000	同 上	10%以内	同 上	4,000	同 上	10%以内	同 上
漁 港 災 害 復 旧 費	166,000	同 上	10%以内	同 上	146,000	同 上	10%以内	同 上
林 道 災 害 復 旧 費	5,000	同 上	10%以内	同 上	2,000	同 上	10%以内	同 上
治 山 災 害 復 旧 費	612,000	同 上	10%以内	同 上	177,000	同 上	10%以内	同 上
土 木 災 害 復 旧 費	1,001,000	同 上	10%以内	同 上	597,000	同 上	10%以内	同 上
住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	7,300,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	同 上	6,276,800	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	84,800,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい	同 上	84,983,400	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)				て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	
合 計	633,896,333				641,329,200			

平成17年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計補正予算（第1号）

平成17年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,679千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,520,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		17,479,202	△ 30,923	17,448,279
	1 使用料	17,403,084	△ 30,923	17,372,161
2 国庫支出金		189,520	△ 4,623	184,897
	1 国庫補助金	189,520	△ 4,623	184,897
4 繰入金		3,527,753	△ 507,032	3,020,721
	1 一般会計繰入金	3,527,753	△ 507,032	3,020,721
5 繰越金		300,000	447,281	747,281
	1 繰越金	300,000	447,281	747,281
6 諸収入		270,935	4,618	275,553
	4 雑収入	113,780	4,618	118,398
7 道債		884,000	△ 40,000	844,000
	1 道債	884,000	△ 40,000	844,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	22,651,510	△ 130,679	22,520,831
合	計			

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病 院 費		20,927,073	△ 122,626	20,804,447
	1 病 院 管 理 費	10,334,393	△ 34,761	10,299,632
	2 病 院 事 業 費	10,592,680	△ 87,865	10,504,815
2 公 債 費		1,710,817	△ 7,118	1,703,699
	1 公 債 費	1,710,817	△ 7,118	1,703,699
3 諸 支 出 金		13,620	△ 935	12,685
	1 繰 出 金	13,620	△ 935	12,685
歳 出 合 計		22,651,510	△ 130,679	22,520,831



第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 附属病院費	884,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	844,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。



平成17年度北海道小児総合保健センター事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度北海道小児総合保健センター事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290,348千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,087,194千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		1,919,706	△ 565,478	1,354,228
	1 使 用 料	1,918,576	△ 565,478	1,353,098
2 繰 入 金		1,416,849	287,360	1,704,209
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,416,849	287,360	1,704,209
3 繰 越 金		40,000	△ 12,230	27,770
	1 繰 越 金	40,000	△ 12,230	27,770
歳 入 合 計		3,377,542	△ 290,348	3,087,194

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 センター費		2,957,666	△ 282,922	2,674,744
	1 センター管理費	1,905,949	△ 14,711	1,891,238
	2 センター事業費	1,051,717	△ 268,211	783,506
2 公債費		180,463	168	180,631
	1 公債費	180,463	168	180,631
3 諸支出金		239,413	△ 7,594	231,819
	1 繰出金	239,413	△ 7,594	231,819
歳 出 合 計		3,377,542	△ 290,348	3,087,194



平成17年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ872,460千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,984,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		275,743	△ 16,453	259,290
	1 一般会計繰入金	275,743	△ 16,453	259,290
2 繰越金		589,701	61,167	650,868
	1 繰越金	589,701	61,167	650,868
3 諸収入		4,428,179	△ 886,392	3,541,787
	2 貸付金収入	4,126,582	△ 979,912	3,146,670
	3 雑収入	301,593	93,520	395,113
4 道債		563,084	△ 30,782	532,302
	1 道債	563,084	△ 30,782	532,302
歳入合計		5,856,707	△ 872,460	4,984,247



歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金 貸付事業費		1,749,312	△ 49,065	1,700,247
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	1,749,312	△ 49,065	1,700,247
2 公 債 費		2,931,528	△ 594,236	2,337,292
	1 公 債 費	2,931,528	△ 594,236	2,337,292
3 諸 支 出 金		1,175,867	△ 229,159	946,708
	1 繰 出 金	1,175,867	△ 229,159	946,708
歳 出 合 計		5,856,707	△ 872,460	4,984,247

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	563,084	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.50%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	532,302	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.15%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成17年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119,318千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,692,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		391,758	△ 43,524	348,234
	1 一般会計繰入金	391,758	△ 43,524	348,234
4 道 債		702,773	△ 75,794	626,979
	1 道 債	702,773	△ 75,794	626,979
歳 入 合 計		2,812,171	△ 119,318	2,692,853

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金貸付事業費		1,233,903	△ 604,509	629,394
	1 農業改良資金貸付事業費	1,233,903	△ 604,509	629,394
2 就農支援資金貸付事業費		860,668	△ 114,809	745,859
	1 就農支援資金貸付事業費	860,668	△ 114,809	745,859
3 公 債 費		478,400	400,000	878,400
	1 公 債 費	478,400	400,000	878,400
4 諸 支 出 金		239,200	200,000	439,200
	1 繰 出 金	239,200	200,000	439,200
歳 出 合 計		2,812,171	△ 119,318	2,692,853

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金 貸付事業費	485,152	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。	409,358	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。
合 計	702,773				626,979			

## 平成17年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		6,445	△ 185	6,260
	1 一般会計繰入金	6,445	△ 185	6,260
歳 入 合 計		356,475	△ 185	356,290



歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善 資金貸付事業費		356,475	△ 185	356,290
	1 沿岸漁業改善 資金貸付事業費	356,475	△ 185	356,290
歳 出 合 計		356,475	△ 185	356,290



議 案 第 132 号

平成17年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ460,632千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		9,182	△ 173	9,009
	1 一般会計繰入金	9,182	△ 173	9,009
歳 入 合 計		460,805	△ 173	460,632

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 林業・木材産業改善 資金貸付事業費		459,372	△ 173	459,199
	1 林業・木材産業改善 資金貸付事業費	459,372	△ 173	459,199
歳 出 合 計		460,805	△ 173	460,632

## 平成17年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,447千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,029,636千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		141,169	△ 781	140,388
	1 一般会計繰入金	141,169	△ 781	140,388
3 繰 越 金		100	15,271	15,371
	1 繰 越 金	100	15,271	15,371
4 諸 収 入		574,520	△ 22,937	551,583
	3 一般会計借入金	526,434	△ 22,937	503,497
歳 入 合 計		1,038,083	△ 8,447	1,029,636

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		218,333	△ 10,653	207,680
	1 公共下水道事業費	218,333	△ 10,653	207,680
2 公 債 費		816,725	2,225	818,950
	1 公 債 費	816,725	2,225	818,950
3 諸 支 出 金		3,025	△ 19	3,006
	1 繰 出 金	3,025	△ 19	3,006
歳 出 合 計		1,038,083	△ 8,447	1,029,636





平成17年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,327千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,089,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		759,987	△ 1,837	758,150
	1 負 担 金	759,987	△ 1,837	758,150
2 国庫支出金		2,210,000	△ 4,177	2,205,823
	1 国庫補助金	2,210,000	△ 4,177	2,205,823
3 繰 入 金		1,947,284	△ 201,665	1,745,619
	1 一般会計繰入金	1,947,284	△ 201,665	1,745,619
4 繰 越 金		100	59,285	59,385
	1 繰 越 金	100	59,285	59,385
5 諸 収 入		11,408	△ 6,279	5,129
	2 雑 入	11,398	△ 6,279	5,119
6 道 債		1,129,000	186,000	1,315,000
	1 道 債	1,129,000	186,000	1,315,000

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	6,057,779	31,327	6,089,106
	合 計			

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		3,722,877	△ 9,751	3,713,126
	1 流域下水道事業費	3,722,877	△ 9,751	3,713,126
2 公 債 費		2,319,324	5,243	2,324,567
	1 公 債 費	2,319,324	5,243	2,324,567
3 諸 支 出 金		15,578	35,835	51,413
	1 繰 出 金	14,578	△ 480	14,098
	2 諸 費	1,000	36,315	37,315
歳 出 合 計		6,057,779	31,327	6,089,106

第 2 表

## 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	公共事業費	414,000

第 3 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	1,129,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,315,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

議 案 第 135 号

平成17年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ999千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,692,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		2,390	△ 1,030	1,360
	1 財 産 運 用 収 入	2,390	△ 1,030	1,360
3 諸 収 入		56,546,109	31	56,546,140
	2 貸 付 金 収 入	28,435,109	31	28,435,140
歳 入 合 計		56,693,779	△ 999	56,692,780

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		28,582,779	△ 999	28,581,780
	1 公 債 費	28,582,779	△ 999	28,581,780
歳 出 合 計		56,693,779	△ 999	56,692,780



平成17年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第1号）

平成17年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,287,783千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,826,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		3,137	△ 1,535	1,602
	1 財産運用収入	3,137	△ 1,535	1,602
3 寄附金		55,000	10,000	65,000
	1 寄附金	55,000	10,000	65,000
4 繰越金		10	50,247	50,257
	1 繰越金	10	50,247	50,257
5 諸収入		16,049,109	△ 1,346,495	14,702,614
	1 預金利子	100	△ 99	1
	2 収益事業収入	13,104,627	△ 1,633,958	11,470,669
	3 一般会計借入金	1,080,909	416,004	1,496,913
	4 雑収入	1,863,473	△ 128,442	1,735,031
歳入合計		16,114,525	△ 1,287,783	14,826,742

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		15,958,254	△ 1,267,104	14,691,150
	1 競 馬 総 務 費	94,138	△ 3,708	90,430
	2 競 馬 開 催 費	15,864,116	△ 1,263,396	14,600,720
2 諸 支 出 金		156,271	△ 20,679	135,592
	1 繰 出 金	14,859	△ 728	14,131
	2 納 付 金	141,412	△ 19,951	121,461
歳 出 合 計		16,114,525	△ 1,287,783	14,826,742

平成17年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成17年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成17年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(3) 年間取扱延患者数			
入 院	344,560人	△ 43,593人	300,967人
外 来	594,384人	△ 87,935人	506,449人
(4) 一日平均患者数			
入 院	944人	△ 119人	825人
外 来	2,436人	△ 360人	2,076人
(5) 主要な建設改良事業			
病院建設事業	2,755,116千円	△ 30,221千円	2,724,895千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	17,226,138千円	△ 1,480,139千円	15,745,999千円
第1項 医業収益	12,979,094千円	△ 2,066,748千円	10,912,346千円
第2項 医業外収益	4,240,044千円	562,136千円	4,802,180千円
第3項 特別利益	7,000千円	24,473千円	31,473千円
支 出			
第1款 病院事業費用	19,949,403千円	△ 988,089千円	18,961,314千円
第1項 医業費用	18,685,275千円	△ 1,335,107千円	17,350,168千円
第2項 医業外費用	775,772千円	△ 7,250千円	768,522千円
第3項 特別損失	488,356千円	354,268千円	842,624千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額108,539千円は、過年度分損益勘定留保資金105,255千円及び過年度資本的収支調整額3,284千円で補てんするものとする。)

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款 資本的収入	4,305,809千円	△	175,986千円	4,129,823千円
第1項 企業債	2,917,000千円	△	65,000千円	2,852,000千円
第2項 長期借入金	374,459千円	△	133,041千円	241,418千円
第3項 他会計負担金	1,014,350千円	△	56,032千円	958,318千円
第4項 補助金	0千円		77,561千円	77,561千円
第5項 固定資産売却代金	0千円		526千円	526千円
支 出				
第1款 資本的支出	4,305,809千円	△	67,447千円	4,238,362千円
第1項 建設改良費	3,266,749千円	△	67,447千円	3,199,302千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表中限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 2,917,000	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 2,852,000	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費9,173,854千円」を「(1)職員給与費9,329,937千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「3,290,405千円」を「2,668,311千円」に改める。



平成17年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成17年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成17年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	284,230,000キロワット時	△63,693キロワット時	284,166,307キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
シューパロ発電所 建設事業	95,101千円	△ 105千円	94,996千円
発電中央制御機器 改良事業	295,661千円	△ 37,963千円	257,698千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	3,580,785千円	△ 7,759千円	3,573,026千円
第1項 営業収益	3,566,755千円	△ 2,836千円	3,563,919千円
第2項 財務収益	2,631千円	1,285千円	3,916千円
第3項 営業外収益	11,399千円	△ 6,208千円	5,191千円
支 出			
第1款 電気事業費用	3,164,340千円	△ 45,796千円	3,118,544千円
第1項 営業費用	2,110,965千円	△ 60,019千円	2,050,946千円
第2項 財務費用	916,481千円	△ 1,100千円	915,381千円
第3項 営業外費用	136,767千円	15,328千円	152,095千円
第4項 特別損失	127千円	△ 5千円	122千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,465,846千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,466,057千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,767,565千円、当年度分損益勘定留保資金680,943千円及び当年度資本的収支調整額17,338千円」を「過年度分損益勘定留保資

金 1,766,409千円、当年度分損益勘定留保資金 684,025千円及び当年度資本的収支調整額 15,623千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	247,273千円	△ 39,463千円	207,810千円
第1項 企業債	213,000千円	△ 37,000千円	176,000千円
第3項 負担金	26,226千円	△ 2,463千円	23,763千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,713,119千円	△ 39,252千円	2,673,867千円
第1項 建設改良費	407,268千円	△ 39,252千円	368,016千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
発電中央制御 機器改良事業	千円 141,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 104,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費 616,228千円」を「(1)職員給与費 585,397千円」に、「(2)交際費 325千円」を「(2)交際費 163千円」に改める。

平成17年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成17年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成17年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	66箇所	2箇所	68箇所
(2) 年間総給水量	84,606,571立方メートル	501,932立方メートル	85,108,503立方メートル
(3) 一日平均給水量	233,076立方メートル	1,383立方メートル	234,459立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業	780,957千円	△ 18,053千円	762,904千円
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	40,278千円	△ 1,183千円	39,095千円
苫小牧地区第一工業用水道配水管移設事業	339,280千円	△ 56,749千円	282,531千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金 233,133千円」を「一般会計から長期借入金 215,889千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	1,625,832千円	20,113千円	1,645,945千円
第1項 営業収益	1,625,534千円	18,991千円	1,644,525千円
第2項 営業外収益	298千円	1,122千円	1,420千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	1,957,734千円	△ 35,846千円	1,921,888千円
第1項 営業費用	1,575,562千円	△ 50,363千円	1,525,199千円
第2項 営業外費用	376,934千円	14,811千円	391,745千円
第3項 特別損失	5,238千円	△ 294千円	4,944千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額493,950千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,211,302千円」に、「過年度分損益勘定留保資金130,922千円、当年度分損益勘定留保資金324,639千円及び当年度資本的収支調整額38,389千円」を「過年度分損益勘定留保資金181,358千円、当年度分損益勘定留保資金996,934千円及び当年度資本的収支調整額33,010千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	3,544,616千円	△1,675,090千円	1,869,526千円
第1項 企業債	1,562,000千円	△ 954,000千円	608,000千円
第2項 補助金	13,200千円	860千円	14,060千円
第3項 負担金	8,774千円	△ 8,774千円	0千円
第4項 他会計からの出資金	40,278千円	△ 1,183千円	39,095千円
第5項 他会計からの長期借入金	1,920,364千円	△ 711,993千円	1,208,371千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,038,566千円	△ 957,738千円	3,080,828千円
第1項 建設改良費	1,374,584千円	△ 96,478千円	1,278,106千円
第2項 企業債償還金	2,663,982千円	△ 861,260千円	1,802,722千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
苫小牧地区第一工業用水道配水管移設事業	千円 339,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 237,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
工業用水道事業経営健全化対策借換債	1,195,000	同 上	10%以内	同 上	333,000	同 上	10%以内	同 上
石狩湾新港地域工業用水道配水管布設事業	-	-	-	-	10,000	同 上	10%以内	同 上

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費 394,447千円」を「(1)職員給与費 376,589千円」に、「(2)交際費 175千円」を「(2)交際費 87千円」に改める。